

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第43号

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前													
<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）、<u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）</u>その他の法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付ける。</p> <p>(経営等改善資金の種類等)</p> <p>第2条 略</p>				<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）その他の法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付ける。</p> <p>(経営等改善資金の種類等)</p> <p>第2条 県の貸し付ける経営等改善資金の種類及び貸付けの対象費用並びに1沿岸漁業従事者等ごと、1認定中小企業者ごと及び1促進事業者ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。</p>													
<table border="1"><thead><tr><th>経営等改善資金の種類</th><th>貸付けの対象費用</th><th>貸付金の限度額</th><th>償還期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操</td><td>略</td><td>略</td><td>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商</td></tr></tbody></table>	経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商	<table border="1"><thead><tr><th>経営等改善資金の種類</th><th>貸付けの対象費用</th><th>貸付金の限度額</th><th>償還期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操</td><td>略</td><td>略</td><td>7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商</td></tr></tbody></table>	経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間	1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間														
1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商														
経営等改善資金の種類	貸付けの対象費用	貸付金の限度額	償還期間														
1 操船作業省力化機器等設置資金 自動操だ装置その他の操	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商														

船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金

工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条第2項に規定

船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金

工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、

			する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）				
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式釣機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 動力式釣機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金	略	略	7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、

			6次産業化 法第11条第 2項に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あつては9 年以内（据 置期間3年 以内を含む。） <u>みどりの食 料システム 法第25条第 2項に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あつては9 年以内（据 置期間1年 以内を含む 。）</u>				6次産業化 法第11条第 2項に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あつては9 年以内（据 置期間3年 以内を含む。）
3 補機関等駆 動機器等設置 資金 前2号に規 定する機器等 を駆動し、又 は作動させる ための補機関 その他の機器 等の設置に必 要な資金	略	略	7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）。た だし、農商 工等連携促 進法第14条 第2項に規 定する資金 の貸付けを 受ける場合 にあつては	3 補機関等駆 動機器等設置 資金 前2号に規 定する機器等 を駆動し、又 は作動させる ための補機関 その他の機器 等の設置に必 要な資金	略	略	7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）。た だし、農商 工等連携促 進法第14条 第2項に規 定する資金 の貸付けを 受ける場合 にあつては

9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む

9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、

<p>4 燃料油消費 節減機器等設 置資金 推進機関そ の他の漁船に 設置される機 器等であって、 通常の型式の もの又は通常 の方式による ものと比較し て燃料油の消 費が節減され るものの設置 に必要な資金</p>	略	略	<p>。) 7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）。た だし、農商 工等連携促 進法第14条 第2項に規 定する資金 の貸付けを 受ける場合 にあっては 9年以内（ 据置期間3 年以内を含 む。）、農 林漁業バイ オ燃料法第 10条に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あっては9 年以内（据 置期間1年 以内を含む）、 6次産業化 法第11条第 2項に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あっては9</p>	<p>4 燃料油消費 節減機器等設 置資金 推進機関そ の他の漁船に 設置される機 器等であって、 通常の型式の もの又は通常 の方式による ものと比較し て燃料油の消 費が節減され るものの設置 に必要な資金</p>	略	略	<p>7年以内（ 据置期間1 年以内を含 む。）。た だし、農商 工等連携促 進法第14条 第2項に規 定する資金 の貸付けを 受ける場合 にあっては 9年以内（ 据置期間3 年以内を含 む。）、農 林漁業バイ オ燃料法第 10条に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あっては9 年以内（据 置期間1年 以内を含む）、 6次産業化 法第11条第 2項に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あっては9</p>
---	---	---	--	---	---	---	---

			年以内（据置期間3年以内を含む。） <u>みどりの食料システム</u> <u>法第25条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合に</u> <u>あつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）</u>				年以内（据置期間3年以内を含む。）
5 新養殖技術導入資金 知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	略	略	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定	5 新養殖技術導入資金 知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金	略	略	4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定

			<p>する資金の貸付けを受ける場合にはあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にはあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、<u>みどりの食料システム法第25条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にはあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）</u>）</p>				<p>する資金の貸付けを受ける場合にはあつては5年以内（据置期間2年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にはあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）</p>
6 資源管理型漁業推進資金 知事が定める基準に基づき、水産資源	略	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商	6 資源管理型漁業推進資金 知事が定める基準に基づき、水産資源	略	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商

の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金

工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、みどりの食料システム法第25条第2項に規定

の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金

工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、6次産業化法第11条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、

			する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）				
7 環境対応型 養殖業推進資金 知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めに締結して養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	略	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、	7 環境対応型 養殖業推進資金 知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めに締結して養殖業の生産工程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金	略	略	10年以内（据置期間3年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金の貸付けを受ける場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。）、

			6次産業化 法第11条第 2項に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あつては12 年以内（据 置期間5年 以内を含む。） <u>みどりの食 料システム 法第25条第 2項に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あつては12 年以内（据 置期間3年 以内を含む 。）</u>
8～15 略			

2～4 略

（借用証書）

第8条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、知事の指定する日までに沿岸漁業改善資金借用証書（第3号様式）を漁協及び西日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

			6次産業化 法第11条第 2項に規定 する資金の 貸付けを受 ける場合に あつては12 年以内（据 置期間5年 以内を含む。）
8～15 略			

2～4 略

（借用証書）

第8条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、知事の指定する日までに沿岸漁業改善資金借用証書（第3号様式）を漁協及び香川県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

第3号様式（第8条関係）

収入印紙
貼付欄

漁業協同組合受付		年 月 日
西日本信用漁業協同組合連合会受付		年 月 日
貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 (団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名) ㊟

次のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受金を支払期日までに相違なく償還することを確約します。

資金の種類				住 所	
借受金額					
	千円	第1回	年 月 日	千円	
		第2回	年 月 日	千円	
		第3回	年 月 日	千円	
		第4回	年 月 日	千円	
		第5回	年 月 日	千円	
		第6回	年 月 日	千円	
		第7回	年 月 日	千円	
		第8回	年 月 日	千円	
		第9回	年 月 日	千円	
		第10回	年 月 日	千円	
		第11回	年 月 日	千円	
		第12回	年 月 日	千円	
償還期限					
	年 月 日				

上記資金の借受けにつき、次の連帯保証人は、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

また、香川県沿岸漁業改善資金連帯保証人確認書の十分な説明及び交付を受け、その内容について理解しました。

連 帯 保 証 人		
氏 名	印	住 所

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 申請者（借受者）及び連帯保証人の押印する印は、実印を用い、かつ、当該印鑑が登録のしてある印鑑である旨の証明書を添付すること。

裏面 略

第3号様式（第8条関係）

収入印紙
貼付欄

漁業協同組合受付		年 月 日
香川県信用漁業協同組合連合会受付		年 月 日
貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 (団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名) ㊟

次のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受金を支払期日までに相違なく償還することを確約します。

資金の種類				住 所	
借受金額					
	千円	第1回	年 月 日	千円	
		第2回	年 月 日	千円	
		第3回	年 月 日	千円	
		第4回	年 月 日	千円	
		第5回	年 月 日	千円	
		第6回	年 月 日	千円	
		第7回	年 月 日	千円	
		第8回	年 月 日	千円	
		第9回	年 月 日	千円	
		第10回	年 月 日	千円	
		第11回	年 月 日	千円	
		第12回	年 月 日	千円	
償還期限					
	年 月 日				

上記資金の借受けにつき、次の連帯保証人は、香川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

また、香川県沿岸漁業改善資金連帯保証人確認書の十分な説明及び交付を受け、その内容について理解しました。

連 帯 保 証 人		
氏 名	印	住 所

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 申請者（借受者）及び連帯保証人の押印する印は、実印を用い、かつ、当該印鑑が登録のしてある印鑑である旨の証明書を添付すること。

裏面 略

第5号様式（第13条関係）

漁業協同組合受付	年 月 日
西日本信用漁業協同組合連合会受付	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 住所

氏名（団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

年 月 日貸付決定番号第 号で借り受けた沿岸漁業改善資金の償還金について、次のとおり支払の猶予を受けたいので申請します。

資金の種類					
借受金額	千円				
現在の 償還方法	償還年月日		償還額		
	第1回	年 月 日	千円		
	第2回	年 月 日	千円		
	第3回	年 月 日	千円		
	第4回	年 月 日	千円		
	第5回	年 月 日	千円		
	第6回	年 月 日	千円		
	第7回	年 月 日	千円		
	第8回	年 月 日	千円		
	第9回	年 月 日	千円		
	第10回	年 月 日	千円		
	第11回	年 月 日	千円		
	第12回	年 月 日	千円		
希望する 償還方法	償還年月日		償還額		
	第1回	年 月 日	千円		
	第2回	年 月 日	千円		
	第3回	年 月 日	千円		
	第4回	年 月 日	千円		
	第5回	年 月 日	千円		
	第6回	年 月 日	千円		
	第7回	年 月 日	千円		
	第8回	年 月 日	千円		
	第9回	年 月 日	千円		
	第10回	年 月 日	千円		
	第11回	年 月 日	千円		
	第12回	年 月 日	千円		
支払猶予を受けようとする理由					

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 支払猶予を受けようとする理由の欄は、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記載すること。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条、第3号様式及び第5号様式の改正規定は、令和4年11月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式による書類は、それぞれ改正後の様式による書類とみなす。

第5号様式（第13条関係）

漁業協同組合受付	年 月 日
香川県信用漁業協同組合連合会受付	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

借受人 住所

氏名（団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

年 月 日貸付決定番号第 号で借り受けた沿岸漁業改善資金の償還金について、次のとおり支払の猶予を受けたいので申請します。

資金の種類					
借受金額	千円				
現在の 償還方法	償還年月日		償還額		
	第1回	年 月 日	千円		
	第2回	年 月 日	千円		
	第3回	年 月 日	千円		
	第4回	年 月 日	千円		
	第5回	年 月 日	千円		
	第6回	年 月 日	千円		
	第7回	年 月 日	千円		
	第8回	年 月 日	千円		
	第9回	年 月 日	千円		
	第10回	年 月 日	千円		
	第11回	年 月 日	千円		
	第12回	年 月 日	千円		
希望する 償還方法	償還年月日		償還額		
	第1回	年 月 日	千円		
	第2回	年 月 日	千円		
	第3回	年 月 日	千円		
	第4回	年 月 日	千円		
	第5回	年 月 日	千円		
	第6回	年 月 日	千円		
	第7回	年 月 日	千円		
	第8回	年 月 日	千円		
	第9回	年 月 日	千円		
	第10回	年 月 日	千円		
	第11回	年 月 日	千円		
	第12回	年 月 日	千円		
支払猶予を受けようとする理由					

注1 資金の種類とは、第2条の表に掲げる経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類をいう。

2 支払猶予を受けようとする理由の欄は、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記載すること。